

答 申 書
(答 申 第 234 号)
平成 29 年 3 月 17 日

1 審査会の結論

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準に係る調査結果表等のうち、別紙 1 の表に掲げる非開示部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、①「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（以下「基準」という。）に係る調査」結果表（平成 26 年）（以下「結果表」という。）、②結果表に掲載されている施設に対して、過去に北海道が「温泉法」、「温泉監視指導要領」、「監視指導要領（生活衛生関係営業施設編）」などの法令や行政指導に基づいて行った監視の復命書又は監視報告書（以下「復命書等」という。）及び③結果表に掲載されている施設に対し、硫化水素による被害や苦情、調査依頼を寄せられた件数と日時、その訴えの概要（以下「苦情報告書等」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち、別紙 1 の非開示部分欄に掲げる情報が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）又は同項第 4 号に規定する非開示情報（以下「4 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち非開示部分の開示を求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 請求人は、2 号情報に該当し非開示とするのであれば「温泉利用施設名」、「営業者名」、「利用許可年月日」欄を非開示として、「監視指導年月日」欄から「監視指導等の結果」欄までの記述を開示するべきであり、これまでに請求人が国や地方公共団体に対して行った開示請求でも同様の開示方法が採られている旨主張していることから、本件非開示部分の 2 号情報の該当性について判断することとする。

イ 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 実施機関は、「温泉利用施設名」、「営業者名」、「利用許可年月日」は一般に温泉施設に掲示されているもので、何人たりとも知り得る情報であるため 2 号情報には当たらず、「改善指導年月日」欄から「改善指導の結果」欄までは、法人の内部管理上の情報が含まれていることから、開示した場合は施設の事業運営上の地位又は社会的評価が不当に損なわれるため 2 号情報に該当すると主張する。

また、公文書開示請求における自治体の対応は、請求の趣旨や情報公開条例及びその運用解釈、開示決定等において考慮すべき事情等がそれぞれ異なることから、一律な対応とならないと主張する。

エ 結果表の非開示部分を一律に開示したとしても、基準に適合している施設については、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるものではない。

しかし、この調査で基準に一部不適合である施設においては、開示することにより当該施設が基準に一部不適合であるということが明らかになると、基準自体は法的な性格を有するものではないにも関わらず、当該施設に対し営業上又は施設管理上の不備があるのではないかなどの風評被害が生じ、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、基準に一部不適合である施設に係る非開示部分のみを非開示とし、一部開示決定を行ったとしても、非開示部分がある施設に対し、上記のような風評被害が生ずるおそれがあることは同様であるため、基準に一部適合しない施設に係る非開示情報のみを非開示として、一部開示決定を行うことも妥当ではない。

したがって、本件処分において2号情報に該当するとして非開示とした情報は法人の内部管理上の情報であって、これらを開示することは当該法人等の事業運営上の地位又は社会的評価が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

なお、開示請求に対する開示又は非開示の判断は、各自治体がそれぞれの条例に基づいて行うものであり、その開示状況を全国一律に論じることができないため、請求人の主張は採用できない。

(4) 4号情報の該当性について

ア 請求人は、利用者の安全のために硫化水素型温泉の情報について行政が積極的に公開することは当然であり、その安全性について開示しないことは利用者の不利益となる旨主張する。

イ 条例第10条第1項第4号は、道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）その他の公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 実施機関は、復命書等及び苦情報告書等に記載されている内容は法人の営業上又は内部管理上の情報や施設に対する助言や指導の情報が含まれており、調査継続中の指導内容を開示することは、地域及び施設の特定につながり、営業上又は内部管理上の不備等の風評が生ずるおそれがあり、地域の経済活動の停滞や施設の事業運営上の地位又は社会的評価が不当に損なわれることや、風評により地域や施設に対する助言、指導、対策方針の決定に支障が生じるため4号情報に該当すると主張する。

エ 今回非開示となった復命書等及び苦情報告書等には、現在、基準に一部不適合であるとして実施機関が改善指導中である施設に関するものも含まれている。そのため、現段階で公文書を開示した場合、改善指導を行っている施設や地域について、その立入状況が特定され、施設に営業上又は施設管理上の不備があるなどの風評被害が生じるおそれがあると認められる。

そのため、基準超過自体は法律に違反するものではないにも関わらず、本件非開示部分を開示することにより、上記のような風評被害が生じた場合、実施機関と施設との間の信頼関係を損なうこととなり、それにより施設の改善又は指導のために必要な協力が得られず、適切な行政対応が困難

になることが予想される。

したがって、復命書等及び苦情報告書等は、改善指導中の文書も含まれる意思形成過程の文書であり、これを開示することは改善指導などの行政事務に係る指導方針の決定などの意思形成に著しい支障が生じると認められることから、4号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年10月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号533） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し）の提出
平成28年10月19日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成28年12月1日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年1月16日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の補足説明 ○ 審議
平成29年2月15日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年3月9日 （第88回審査会）	○ 答申案審議
平成29年3月17日	○ 答申

別紙 1

○本件諮問事案における対象公文書

	公文書の名称	非開示部分	開示しない理由
1	「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準に係る調査」結果表（平成26年）	「監視指導年月日」欄から「監視指導等の結果」欄までの記述	北海道情報公開条例第10条第1項第2号
2	上記1に掲載されている施設に対して、過去に北海道が「温泉法」、「温泉監視指導要領」「監視指導要領（生活衛生関係営業施設編）」などの法令や行政指導に基づいて行った監視の復命書又は監視報告書	左記のすべて	北海道情報公開条例第10条第1項第4号
3	上記1に掲載されている施設に対し、硫化水素による被害や苦情、調査依頼を寄せられた件数と日時、その訴えの概要	左記のすべて	北海道情報公開条例第10条第1項第4号